

(別紙)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線又は太枠で示すように改正する。

改正後（新）						改正前（旧）					
別表第1（第6条関係） 内国旅行の旅費						別表第1（第6条関係） 内国旅行の旅費					
区分	招集に応じ、 若しくは委員会に出席 するため旅行したとき	公務のため旅行したとき				区分	招集に応じ、 若しくは委員会に出席 するため旅行したとき	公務のため旅行したとき			
		車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)			車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
議会議員	1,500円(公用車を使用したときは、支給しない。)	37円	3,000円	<b>21,000円</b>	3,000円	議会議員	1,500円(公用車を使用したときは、支給しない。)	37円	3,000円	<b>16,000円</b>	3,000円
備考 1 [略] 2 宿泊料の額については、 <u>会議等に参加する場合で、当該会議の主催者から宿泊施設の指定があり、旅行者に宿泊施設を選択する余地がなく当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき、または、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき</u> 現に支払った額						備考 1 [略] 2 宿泊料の額については、 <u>上記の額を上限として実費額とする。</u>					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。